

居宅介護支援契約書

_____（以下、「利用者」という）と社会福祉法人 徳泉会（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令及び本契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対し適切な居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、かつ居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス提供事業者やその他の事業者、関係機関との連絡調整その他便宜を図ります。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約期間満了日までに、利用者又は代理人から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合に、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者とその氏名を文書で通知します。利用者またはその家族の希望を踏まえつつ、公平中立にケアマネジメントを行います。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面談して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明、利用料等の情報を適正に利用者および家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当居宅介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼します。

- ④ 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て意見を求めた主治の医師等に対してのケアプランを交付します。
訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ⑤ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑥ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区別した上で、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑦ 介護支援専門員や障害福祉制度の相談支援専門員との密な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業所が特定相談支援事業所との連携に努めます。
- ⑧ 通常のケアプランよりかけ離れた回数回の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出て地域ケア会議の開催等により、届け出されたケアプランの適正検証を行います。
- ⑨ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について、定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者の双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、茨城県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

1. 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるように利用者を援助します。
2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
2. 利用者は、事業者営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス利用記録の複写物の交付を受けることができます。
4. 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は「居宅介護支援重要事項説明書」の記載とおりです。

第12条（契約の終了）

1. 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
3. 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知するところにより、直ちにこの契約を解約することができます。
4. 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
① 利用者が介護保険施設、その他居宅介護支援の対象とならない施設に入所

した場合

- ② 利用者の要介護認定区分が、要支援1・2または非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡若しくは被保険者の資格を喪失した場合

第13条（秘密保持・個人情報の保護）

1. 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、本契約終了後も同じです。
2. 事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者及び家族の個人情報を用いません。

第14条（損害責任）

事業者は、サービスの提供にあたって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条（相談・苦情処理）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第17条（代理人）

利用者は、成年後見人等の代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、登記事項証明書等その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

第18条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のための次の措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者の選定します。
2. 成年後見制度の利用を支援します。
3. 苦情解決体制を整備します。
4. 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修の実施します。

5. サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第19条 (身体拘束の適正化に関する事項)

1. 事業者はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
2. やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

第20条 (非常災害対策)

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならび新型コロナウイルスなどの感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)を実施します。

第21条 (善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第22条 (契約外条項)

利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第23条 (裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 徳泉会
名称 居宅介護支援事業所 東野の家
(事業所番号 0870103645)
所在地 茨城県水戸市東野町215-1
代表者 鬼澤 紘一 印

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との続柄 (_____)